

# 大日本帝國憲法の終焉と日本国憲法の成立との接合点を考察する — 國体護持の観点から検証を試みる —

*Examining the Juncture between the End of the Constitution of the Empire of Japan and  
the Establishment of the Constitution of Japan  
— Attempting Verification from the Perspective of Preserving National Polity —*

中川 直毅 NAKAGAWA Naoki  
(教育学部)

## 1. はじめに

(1) 令和4年(2022)2月24日、ロシア軍がウクライナ共和国にミサイル攻撃と戦車部隊による侵攻を始め、世界を震撼させることになった。当初は軍事力の差から早期に終結するとの意見もあったが、その後20カ月以上が経過した現在も継戦中である。この戦争の経緯や攻防の実態などは、本稿の埒外なので論ずることはない。しかしながら、この間にウクライナ側に10万人を超える戦死者が出ているにもかかわらず、国土防衛の士気は高まることはあっても衰えることはないようだ。戦後70年以上平和な暮らしを保ってきた我が国民にも、彼らの頑強なる防戦意欲は、国家主権を保つことが祖国の平和に繋がる自存自衛のための戦いであるからだ、ようやく認識されてきた。国家の主権を保持していくことは、独立を守り、祖国を愛する国民としての総括的な目的なのだと思う。そこで、国家が国家たるには、統治権たる主権の維持が、民族の長い歴史に支えられた伝統と共に、代々の国民に受け継がれ支えられてきた帰結であると認識するに至っている。

(2) 我が国も、大東亜戦争<sup>1)</sup>として、自存自衛の已む無き事情により米英と戦い、そして敗れた。その結果として、占領下となり国家主権を失って、国旗の掲揚も盡ならない時代もあった事実を思い起こす必要があるだろう。その間に国家の基本法たる憲法も、大日本帝國憲法(以下「明治憲法」という)から日本国憲法へと移行し、天皇主権から国民主権に変わったとされ、憲法改正限界説に立った法的な革命が起こったとの擬制的見解がなされている。東京大学名誉教授であった宮澤俊義博士の唱えられた、いわゆる八月革命説である。これを根拠に、法的には全く別の統治体系の国家になったような説明が、学校教育などの多くの機会で行われており、憲法学的にも有力な見解とされている。しかしながら、幾ら法的に限った見解とは言え、「日本は戦前も戦後もニホン」なのであり、承服しかねる考え方であると思う。このことを検証していくのが本稿の目的といえる。

1) 大東亜戦争の呼称は、昭和16年12月12日に東條内閣において、「支那事変(日中戦争)と対米英戦争を合わせた戦争呼称」として閣議決定された。またこの際に「平時と戦時の分限を昭和16年12月8日午前1時30分とする」と決定されている。他にも、太平洋戦争、アジア・太平洋戦争などもあり呼称は定まらないが、本稿では大東亜戦争とする。

## 2. 問題の所在

常々に「日本は戦前も戦後もニホン」との成句を法的に説明していきたいと考え続けている。したがって、度々に拙著<sup>2)</sup>や拙稿<sup>3)</sup>において、憲法改正に限界は無いとの立場で、明治憲法と日本国憲法の法的連続性を認める主張を繰り返している。その中核を成す考え方は、明治憲法第73条に則った厳密なる法的手続きを踏んで憲法が改正されている点と、日本国憲法公布記念式典の勅語にも示された、明治憲法の主権者たる天皇が民主主義の手続き踏んで選出された議会を通じて、主権の地位を国民に禪譲されたとの、いわゆる協定憲法説の見解を採っている。

しかしながら、この考え方も法的且つ一種の擬制的なものだとの自責の念に捉われており、予てから実証的に説明する事実を加えて、理論補強する機会を作りたいと思っていた。実証は事実を明らかにすることなので、この場合は我が国が歩んできた政治史的な動向を対象として捉えて検証し、結論を導くのが適切であろう。そこで、明治憲法と日本国憲法を接合する事実は何であるかと考えると、我が国の悠久の歴史として連綿と受け継がれている天皇の制度に繋がっており、戦前も戦後も天皇を中心とする国家体制、即ち國体ということになる。大東亜戦争の終結は、2600有余年の歴史を持つ天皇の制度の危機でもあり、時の政府は、これを維持するべく必死に対処していた、即ち、國体の護持である。したがって、本稿の目的を、この度は、法的な見解に捉われることなく、法的連続性を保つ要因として、明治憲法と日本国憲法を接合させる結節として國体の護持があると見込み、憲法政治史としての視点で、解き明かしていくこととしたい。

## 3. 國体護持の変遷と法的連続性

本稿の目的に鑑みて、まずは、國体についての歴史の変遷についての考察を行った上で、明治憲法と日本国憲法の法的連続性について、従来の主張を振り返りつつ、見解を述べていきたいと思う。

### 3-1. 國体護持の変遷

(1) 國体とは、万世一系の天皇を中心とした、神武天皇の御代より2600有余年の伝統を受け継いできた皇室制度のことである。建国以来我が国民は敬愛の念と親愛の情を以て支えてきた、現代世界において他国に比類無き燦然と輝くもので、時々の政治情勢により変化のある統治体制としての政体とは区別されるべきである。

---

2) 中川直毅『精選 日本国憲法論14講』三恵社 2020年。中川直毅『概観 日本国憲法と昭和政治史』三恵社 2023年。

3) 中川直毅「日本国憲法制定前史としての憲政の常道の崩壊過程に関する考察」名古屋芸術大学研究紀要 第42巻 2021年。中川直毅「日本国憲法における國体護持の意義を、鈴木内閣・東久邇宮内閣・幣原内閣の政治動向も踏まえて考察する」名古屋芸術大学研究紀要 第43巻 2022年。

大東亜戦争終結の後の幾年も経たない頃ではあったが、尾高朝雄博士<sup>4)</sup>は、國体を、「『万世一系の天皇』の統治を核心とする国家構造の基本原理である」<sup>5)</sup>と定義されている。戦前から憲法学的にも主権の在り方について論争があった。穂積八東博士<sup>6)</sup>が、「『國体』は国家の歴史の成果であり、民族の確信によって決まるもので、憲法改正によっては変更し得ない」<sup>7)</sup>とする見解の國体論と、美濃部達吉博士<sup>8)</sup>による、ドイツを起源とする国家法人説に基づき「天皇は国家の機関なり」とする天皇機関説との間で学説的に対立していたが、後者の天皇機関説が通説とされていた。

天皇機関説は、國体としての主権の存在は、天皇個人ではなく国家自体に在るもので、憲法学上は政体を定めるに留まるものとして、國体論のいう万世一系の天皇としての國体とは意を異にするものであった。したがって、天皇を中心とする國体は、統治体制としては相容れられない、歴史的・倫理的概念に留まるものであるとされていた<sup>9)</sup>。もっとも、何れもが「國体と政体」とを区別する考え方であり、「政体は、時代によって支配統治の政治形態に変化があるが、國体については、政治の次元を超越した天皇という権威者が常時君臨する秩序観という」<sup>10)</sup>ことになる。

なお、天皇機関説は、戦前憲法学の通説とされており、世論からも支持され、昭和天皇ご自身も、この説を支持し立憲政体の君主としての体現に努めておられた。しかしながら、昭和10年（1935）2月の天皇機関説事件<sup>11)</sup>を切っ掛けとして、一部過激な軍部と右翼の圧力が社会世論を誘導し、翌年には岡田啓介内閣<sup>12)</sup>が、やむを得ず國体明徴声明を発

- 4) 尾高朝雄（1899～1956）。法哲学者、京城帝国大学法文学部教授、東京帝国大学法学部教授。本文引用の原本は、昭和29年（1954）に青林書院刊行の『国民主権と天皇制』。戦後の國体論争においてノモス主権説（根本法、政治の矩）を唱えて、東京大学教授の宮沢俊義博士と憲法論争となったがその支持は少なかった。
- 5) 尾高朝雄『国民主権と天皇制』講談社学術文庫 2019年 15頁、発出は1954年。
- 6) 穂積八東（1860～1912）。法学者、貴族院議員、東京帝国大学名誉教授。民法典論争では「民法出デテ忠孝亡ブ」と論文で記述し有名となった。現在の日本大学の前身、日本法律学校の設立にも参画している。天皇主権説を唱えて天皇機関説と対立していた。
- 7) 小林昭三監修『日本国憲法講義』成文堂 2009年 24頁引用。
- 8) 美濃部達吉（1873～1948）。憲法学者、東京帝国大学名誉教授。ドイツ人法学の「君主は国家の唯一且つ最高の機関である」との国家法人説に基づいて、明治憲法の統治機構を解釈した「天皇機関説」の提唱者。なお、国家法人説は、ドイツの公法学者から発展し、統治権の主体は法人として国家に帰属し、天皇は国家の最高機関として憲法に従って統治権を行使するとの学説。昭和天皇もこの学説を肯定しておられた。
- 9) 中川直毅「日本国憲法における國体護持の意義を、鈴木内閣・東久邇宮内閣・幣原内閣の政治動向も踏まえて考察する」名古屋芸術大学研究紀要 第43巻 2022年 234～235頁参照。
- 10) 白井聡『國体論』集英社 2018年 98頁参照。
- 11) 天皇機関説事件とは、昭和9年（1934）に、貴族院で菊池武夫議員が、当時の憲法学会で通説とされていた美濃部達吉博士の「天皇機関説」を糾弾したことが発端となり、これに右翼らが便乗し、美濃部博士を「逆賊」「学匪」などとして議員辞職に追い込んだ事件。なお、この事件は、野党の立憲政友会が陸軍皇道派及び右翼思想家と提携して、岡田啓介内閣の倒閣運動を起して政権与党への復帰を目論んだとする背景がある。
- 12) 岡田啓介（1868～1952）。海軍大将、首相を歴任。ロンドン海軍軍縮会議において「国際協調」との立場を貫き、海軍内の反対派を抑えその取りまとめに奔走した。また、東條英機内閣の倒閣運動や、大東亜戦争の終戦工作に積極的にかかわっている。

することとなり、この理論の弾圧と共に美濃部博士も表舞台から遠ざかることになった。当時の文部省は「國體の本義」<sup>13)</sup>を刊行して、臣民が天皇に絶対服従すべきこと等を説いた。これ以降、我が国の民主主義的傾向は減殺されていく。

(2) 大東亜戦争の終結前後には、あるべき國體像の議論で騒然となったこともあるが、象徴天皇の制度は、意外にも日本国憲法との親和性を発揮し、国民にとっても馴染むものであった<sup>14)</sup>。この背景には、國體の要諦をなす天皇の国家的機能の変遷に理由があるろうし、2600有余年の悠久とした伝統の精華でもあろう。

そもそも万世一系の天皇には、古代から国家的機能として二つの機能、即ち、国家統治機能と統合象徴機能を備えてきた。前者は、権力としての、主権者として領地と国民を支配していく国家統治の機能であり、後者は、権威としての、国家を統合し分裂を防いで統一的に保っていくべく統合象徴の機能である。もっとも、この機能を全て具備していることが、國體の要件とも言い切れないところがある。長い歴史を持つが故に、國體の態様としての国家統治機能と統合象徴機能というふたつの国家的機能に変化があり、常に同時に天皇に備わっていた訳ではなかったからである。

(3) 古代から平安時代までは、摂関政治期などを除いて両機能の平衡状態が崩れがちな頃もあったものの、概ねふたつの国家的機能は保持されていた。しかし鎌倉幕府が登場すると国家統治機能が減退し始めて俄かにバランスが崩れ出した。「1221年の承久の変」<sup>15)</sup>で後鳥羽上皇が、賊臣北条義時によって隠岐に配流になられるまでは、この二つの機能を時々の政治情勢に左右されながらも実質または形式的に有していた<sup>16)</sup>とされる常態は完全に崩れ去り、統合象徴機能のみが保持されるに至ったのである。その後も、室町幕府、戦国時代、織豊政権期、江戸幕府の期間もこの状態が続いていく。そして、幕末期の黒船来航以後、再び国家統治機能が回復する傾向となり、明治維新を経て新政府により、再び国家的機能のふたつが揃うことになる。そして明治憲法の制定により明文的にも確固たるものになったのである。

しかしながら、大東亜戦争の敗戦を経て国家主権を失い、連合国軍最高司令部（以下「GHQ」という。）の強い影響下で日本国憲法が制定され、その第1条で「天皇は、日本国の象徴であり日本国民の統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。」と象徴天皇の制度が定められ、国家的機能としては、再び国家統治機能が欠

13) 当時の文部省が編纂。殊更に神勅や万世一系を強調する國體明徴運動の理論的な支柱。天皇や國體を護るために国民が命を捧げることを説き、軍国主義化の精神的・教育的支柱の一翼を担うことになる。

14) 中川直毅「日本国憲法における國體護持の意義を、鈴木内閣・東久邇宮内閣・幣原内閣の政治動向も踏まえて考察する」名古屋芸術大学研究紀要 第43巻 2022年 237頁参照。

15) 鎌倉時代の承久3年（1221）に後鳥羽上皇が執権北条義時を征伐するために兵を挙げたが逆に敗れた。武家政権を倒して、古代より続く朝廷の復権を目的とした争い。朝廷側の敗北で後鳥羽上皇は隠岐に配流され、以後、鎌倉幕府は、朝廷の権力を制限し、朝廷を監視する体制を確立し、皇位継承等にも影響力を持つようになった。なお、承久の乱と呼ばれていることもあるが、上皇が起こしたのだから「反乱」ではない。「変」は主に不意の政治的・社会的事件に、「乱」は主に武力を伴う事件に使われる。

16) 中川直毅『概観日本国憲法と昭和政治史』三恵社 2023年 64頁引用。

落し統合象徴機能のみの単独機能になったと考えている。象徴天皇は、明治憲法の流れに照らしてみると分かり難い地位に思えるかもしれないが、国家的機能の視点で我が国の歴史を振り返ってみると、とくに斬新なものでもなく、恒久・普遍的なものであると考えることができる。

### 3-2. 無限界の憲法改正と法的連続性

(1) 現行の日本国憲法のそもそもの法的根源はどの様になっているかについては、第9条と同様に、長年に亘り議論が尽きないところである。宮沢俊義博士<sup>17)</sup>は、昭和20年(1945)8月のポツダム宣言の受諾により、明治憲法の天皇主権から日本国憲法の国民主権に移行したのは、憲法改正の限界を超えたものであることから、法的な意味での革命が起こったものと擬制して、主権の所在の移行を理解するものとし、説明された。この考え方は、八月革命説として呼ばれており憲法学研究者の有力説である。

日本国憲法は、実際として明治憲法に定められた改正手続に則って成立しているが、内容については、明治憲法の痕跡を、天皇条項を第一章に据えた以外は、全く残さないものであった。とりわけ主権の所在は、明治憲法が、神勅により天皇に与えられたとする天皇主権であったとされていたが、日本国憲法は国民主権を基礎として構成されている。宮沢博士も、この点を捉えて、主権の所在について改めることは、憲法改正の限界を超えるものと解して、憲法改正限界説の立場から、改正の域を遥かに凌駕したもので正当化され得ないとして、八月革命説の主張の根拠にされている。

(2) しかしそれでは、余りにも現とした事実から目を逸らしているのではないだろうか。勿論、日本国憲法草案は、GHQが極めて短期間でたたき台を作り、間接統治下にある政府(幣原内閣)に対して、その強い指導の下で、日本の法令の体裁を整えさせて改正案としたものである。然るに法的手続的には、GHQが、占領期の諸法制の廃止改訂を禁じたハーグ陸戦条約や、国民の意思による政治体制の変革を保障したポツダム宣言に反することを恐れて、「日本側の自発的意思によりなされた体裁を保ち」<sup>18)</sup>ながら、法的連続性の確保を図ろうとした。これにより、明治憲法第73条に基づいた改正手続きを確りと踏んでいるのである。憲法改正草案は、天皇の諮問により枢密院<sup>19)</sup>の議を得て、天皇の勅命により帝國議会の議に付され、衆議院及び貴族院の其々の定数の3分の2以上の出席の下で、出席議員の3分の2以上の議決により、天皇の裁可を経て、公式令(明治40年勅令第6号)第3条に基づき上諭<sup>20)</sup>を付して公布されている。

17) 宮澤俊義(1899~1976)。法学者、貴族院議員、東京大学名誉教授。

18) 松浦一夫・奥村公輔編著『憲法概説(第2版)』成文堂2020年17頁引用。

19) 帝國憲法下における天皇の諮問機関。枢密院議長以下、枢密顧問官で構成されており、憲法問題も扱ったので当時「憲法の番人」ともいわれていた。昭和22年5月3日の日本国憲法施行日の前日に廃止された。

20) 朕は、日本国民の総意に基いて、新日本建設の礎が、定まるに至ったことを、深くよろこび、枢密顧問の諮詢及び帝國憲法第七十三条による帝國議会の議決を経た帝國憲法の改正を裁可し、ここにこれ

しかもこの時の帝國議會は、明治憲法下で改正された選挙法で、「婦人参政権も認められた普通選挙制度の下で、民主的で完全な自由選挙によって選ばれた議員による衆議院と、学識者を議員として大幅に受け入れた貴族院」<sup>21)</sup>で構成されており、占領統治下ながらも民主的手続きにより帝國憲法改正案は審議されている。

(3) 佐々木惣一博士<sup>22)</sup>は、「憲法改正作用の限界があるであろうか。それがあるとするれば、それは、憲法をつくる者、即ち国権の源泉者たる国民の力に内在する限界であるの外はない」とした上で、「わが国の憲法一般についていうと、国民が国家の作用を通じて、現在の憲法を改正し、或る事項を規定する場合に、恒久的に憲法の内容とし得ない、というようなものは存在しない。一時的に憲法の内容としない、というものはあり得る。しかも、そう定めた憲法の規定そのものも、憲法所定の手続きによるときは改正できる。」<sup>23)</sup>として、どのような憲法であっても、法定手続きを踏めば、限界なく改正できると説いておられる。また、明治憲法は、戦前には美濃部達吉博士の天皇機関説が通説とされており、神勅とされた天皇主権は、天皇の無答責原則として解釈されており、実際には議会主義による立憲君主制を重んじた憲法習律<sup>24)</sup>が確立されて運用されていた。しかも明治憲法には、主権の所在についても、改正できないとする条文は存していなかった。

(4) したがって拙著でも、「天皇の統治権は国民に移行するとされたポツダム宣言の受諾は、非常事態としての外交大権の行使により、昭和天皇がご聖断された」<sup>25)</sup>もので、前述の厳正なる明治憲法第73条の改正手続の実行を踏まえた上で、「天皇たる「君」と国民の代表の「民」が主権の交代を、昭和天皇の聖断と上諭を以て民主的に選ばれた議員を通じて国民に禅譲され」<sup>26)</sup>たとの見解を示している。

この様なことから、天皇から間接民主制による議会を通じて国民に対して主権が禅譲されたと考えることができる。これは、日本国憲法の公布式典の勅語において、「この憲法は、明治憲法を全面的に改正したものであって……」「朕は、国民と共に、全力をあげ、相携えて、この憲法を正しく運用し……自由と平和とを愛する文化国家を建設するように努めたいと思う」<sup>27)</sup>との文言に表れている。昭和天皇の国民への主権禅譲の意思と国民に

---

を公布せしめる。御名御璽（以下略）

21) 中川直毅『概観日本国憲法と昭和政治史』三恵社 2023年 56頁引用。

22) 佐々木惣一（1878～1965）。憲法学者、法学博士、貴族院議員、京都大学名誉教授、立命館大学学長、文化勲章受章者。大東亜戦争終結直後には、内大臣御用掛として、近衛文磨元首相が進めることになった日本独自による憲法改正調査に学識者として協力し原案作成に従事した。明治憲法を評価しこれを大幅に改めることに反対していた。門下生に大石義雄京都大学名誉教授らがいる。

23) 佐々木惣一『憲法学論文選第3巻「憲法改正のこと」』有斐閣 1990年復刊 269頁引用。

24) 憲法習律とは、政治家に委ねられた慣習的な行動規範であり、君主や政治家を拘束するものを講学上このように呼ぶ。日本国憲法下においても、明文根拠はないが、議院の議長を各議院の第一党から、副議長を第二党から選ぶ戦前からの慣習を引き継いでいるが、これも日本国憲法第58条を具体化した憲法習律であるとしている。

25) 中川直毅『概観日本国憲法と昭和政治史』三恵社 2023年 56頁引用。

26) 同上56頁引用。

27) 中川直毅「日本国憲法の成立過程及び法的争点第9条に係る教育傾向に関する考察」名古屋芸術大学

よる民主化協力への成果の期待がここに示されているのである。

### 3-3. 小括

天皇が有してきた国家的機能のバランスの変遷により、万世一系の天皇も、明治憲法の天皇大権を有するような天皇や、日本国憲法の象徴的な天皇のように変化してきている。そしてこれに相応して國体も変質してきたのである。しかし何れの時代でも、天皇の存在が連綿として日本国の歴史を紡いできていると思う。そしてこのような歴史を継続させようと努める中で國体護持という言葉も生まれた。

これらの経緯を踏まえると、現行の日本国憲法は、国民主権であったとしても、古代から変遷を繰り返してきた、万世一系、皇統連綿の保持を意図した法的手続きのみならず、その機能も改めようとする明治憲法の改正であるので、法的にも連続性が保ち得るものと考えることができる。

## 4. 國体護持と戦争終結への道程

本節では、戦争終結への政治過程を時系列に概観して、國体護持への政治動向を検証してみる。

大東亜戦争は、緒戦こそ優勢だったが、昭和18年（1943）2月のガダルカナル島から撤退した頃を潮目に、劣勢となっていく。米国の産業技術とその工業力による圧倒的な軍事力に押され、防戦と敗戦の一途を辿っていった<sup>28)</sup>。

そして、開戦時の帝国国策要綱で示された戦争終結への和平（講和）交渉のタイミングを、緒戦は勝利の連続で、その後は防戦一方で、政府と軍部の統帥権の壁にも阻まれ、自浄作用のない決められない政治により、ことごとく失った結果として、遂に帝都東京を空爆できる位置にあるサイパン島まで陥落することになる。その結果、必定で敗戦の文字が頭を横切ることになり、国家の存亡と共に天皇の存在も危機を迎える可能性が高まり、日本国政府をして、自ずと國体護持へと焦点を定めていくことになる。

### 4-1. 小磯内閣と戦争終結への端緒

(1) 東條英機首相<sup>29)</sup>は、サイパン島の防衛に絶対の自信を持っていたが、昭和19年（1944）7月に同島は陥落した。掛け声とは裏腹にその防衛体制は準備不足の感は否めなかったものの、それ以前に圧倒的戦力で上陸してくる米軍に立ち向かえる度合ではなかった。そうすると、予てから和平のタイミングを狙っていた岡田啓介や近衛文麿などの重臣

研究紀要 第41巻 2020年 169頁引用。

28) 中川直毅『概観日本国憲法と昭和政治史』三恵社 2023年 297頁参照。

29) 東條英機（1884～1948）。陸軍大将、政治家。陸相（近衛内閣）、首相を歴任し、大東亜戦争開戦時の首相。

達は、その第一の壁は東條内閣の倒閣であるとしていたことから画策していく。東條内閣の閣僚の一人、岸信介国務大臣（軍需次官）に働きかけ賛同を得て、「本土爆撃は必至、軍需生産も覚束かず。敗戦前に講和すべし」と言わせて、東條首相と対立することで閣内不一致に至らしめて、7月22日には内閣総辞職となった。

(2) 後継として、朝鮮総督だった小磯國昭陸軍大将<sup>30)</sup>が、海軍の米内光政海軍大将との連立にて、7月22日に小磯國昭内閣が成立している。小磯首相は、表向きは本土決戦を唱えながらも、戦争継続は困難と見て、宇垣一成元陸相を通じて、中華民国重慶国民政府との和平工作を模索するなど<sup>31)</sup>、秘密裏に和平工作を実施していく。8月には、戦争指導の一元化を図る為、従来の大本营政府連絡会議を改称して最高戦争指導会議を設けて機能強化を図った<sup>32)</sup>。この頃から、サイパン島からの米軍B29戦略爆撃機による、本土空襲が本格化し始め、軍事工場を中心に甚大な損害が出始め、日本の防空体制の弱体性も目立っていく。

昭和20年（1945）2月には、重臣の近衛文麿元首相が、昭和天皇に謁見して、「戦争継続は、ソ連による占領及び日本の赤化を招く」とした、いわゆる「近衛上奏文」を献言するも、意見の域に留まるものとして却下された。しかし結果的には、共同謀議した疑いあるとして、関係者に対する憲兵隊による取締りの強化を呼び起こすこととなった<sup>33)</sup>。3月には南京国民政府考試院副院長繆斌（ちんゆう）を通じて、中華民国重慶政府の蒋介石総統との和平を模索する。繆斌からは「南京政府解散、大陸本土から撤兵、満洲国容認」との提案があり、これらは、そもそもとして、大東亜戦争の引き金となった中国問題の解決に繋がるものであったことから、この話を可とする閣僚もあり、最高戦争指導会議に招く話までに至った。しかしながら、重光葵外相が、小磯首相の進めようとするこの和平工作に対して、輔弼上の大問題だとして、「外交大権の干犯であるため述べて強固に反対した」<sup>34)</sup>。結局は他の閣僚も同調し胡散臭いとして白紙化され、しかも閣内不一致となり昭和20年4月7日に敢え無く総辞職した。

#### 4-2. 鈴木貫太郎終戦内閣の成立

(1) 昭和20年（1945）4月7日に、昭和天皇はなんとか軍部を抑え戦争終結に持っていきたいと考えておられたことから、過去に連合艦隊司令長官や侍従長として信頼を厚く

30) 小磯國昭（1880～1950）。陸軍大将、政治家。拓相（平沼内閣、米内内閣）、朝鮮総督を経て首相を務める。

31) 中立国のスイスやバチカン法王庁に対して和平の斡旋依頼を検討していた。

32) 構成員は首相、外相、陸相、海相、参謀総長、軍令部総長の6人。内閣書記官長と陸海軍軍務局長が幹事。戦争に関する首脳間の最高会議。法的決定権はなく明治憲法により閣議で決定。これは小磯首相による陸軍側への首相就任の条件であった。従来のオブザーバー的に留まっていた内閣側の発言権が可能となり、国務と統帥との均衡が保たれるようになった。

33) この工作に連座して吉田茂もこの時に逮捕され獄中に入れられている。

34) 久田栄正『帝國憲法崩壊史』法律文化社 1970年 201頁引用。

されていた鈴木貫太郎<sup>35)</sup>に、明治憲法の天皇大権規定により大命が降下した<sup>36)</sup>。陸軍はこの内閣の成立に難色を示していたが、「①戦争目的の遂行<sup>37)</sup>、②本土決戦の防衛戦備充実、③陸海軍の統合に努力」の3条件受諾ならば協力すると伝え、鈴木首相は、これを了解したことから内閣は成立した経緯がある<sup>38)</sup>。

同年5月には同盟国のドイツが総統ヒトラーの自決、首都ベルリンの陥落を以て、無政府状態の中で軍事占領されて無条件降伏となった。また、ソ連は日ソ中立条約の延長をしないことを通告してきた（日ソ中立条約は翌年4月に期限切れ）。この頃から、東郷茂徳外相は、ソ連を仲介役に和平交渉を開始した。東郷外相自身は、スターリンが日本を「侵略国」呼ばわりしていたことから実現は困難であると判断していたものの、陸軍が日ソ中立条約の終了時に、ソ連軍の満洲侵攻を極度に恐れ、外交交渉を望んでいたことから、ソ連を仲介とするならば、軍部も拒む理由が無いだろうということで推進することにした。

東郷外相は、最高戦争指導会議<sup>39)</sup>において構成員の合意を得て、ソ連の参戦防止・中立の確約・戦争終結を目的とした、ソ連による仲介外交を正式決定した<sup>40)</sup>。もともと、当初は、ソ連側の意向を探るといふ非公式、婉曲な形で進めたことで成果は作れなかった<sup>41)</sup>。

(2) 6月8日には、最高戦争指導会議において、国体護持と皇土保衛を目的とした「戦争指導大綱」を決定し、戦争完遂の決意を固め、御前会議で正式決定した。これに関連して、本土決戦体制を構築するべく、「戦時緊急措置法という包括的委任立法と義勇兵役法という本土決戦体制整備のための立法を審議する」<sup>42)</sup>ために、空襲を危惧しながらも、戦中最後となる帝國議會（第87回臨時議會）を僅かに4日間だけ開催しこれらの法案を成立させた。しかしながら、表面的には戦争継続としていたが、この真意は、戦争終結を急ぐと陸軍の離反、内閣倒閣への動きを作ることからこれを防ぐ方便であった。木戸幸一内大臣、東郷外相、米内海相は、引き続いてソ連の和平斡旋に期待し動いていた。昭和天皇も同意し、22日の御前会議ではソ連による和平斡旋を迅速に行うよう鈴木首相に意見の

35) 鈴木貫太郎（1868～1948）。海軍大将、男爵。連合艦隊司令長官、海軍軍令部長を歴任、予備役編入後に侍従長に就任し、枢密院議長も務める。大東亜戦争終結時の首相。

36) 齢78歳で固辞したが、昭和天皇の立つての願いとなればと引き受けることになった。耳が遠いことから、子息の鈴木一を秘書官とした。

37) 鈴木首相は戦争目的の遂行であり、戦争の勝利又は戦争の完遂ではないと考えていた。

38) 広田内閣により軍部大臣現役武官制が復活されて以降、陸軍はこの制度を盾として、陸軍大臣を内閣に送り込まないなどとして内閣を倒閣させたり、その成立を阻んだりして、軍部による政治介入を果たしていた。

39) 鈴木内閣では、最高戦争指導会議での決定につき、政府の首相、外相にも上奏を認めることとした。また、幹事を入れず構成員だけで開催するようになった。前者の変更で、昭和天皇、木戸内大臣と東郷外相が頻繁に連絡を取れるようになった。

40) この際に、阿南惟幾陸相が当初案の「戦争終結」について、「本土は失っておらず、戦力も未だ維持されている、日本は未だ負けていない」と反対し、当該項目は除外されている。

41) 東郷外相から、ソ連通の広田弘毅元首相に依頼して、非公式な雰囲気、箱根に疎開していたマリク駐日ソ連大使の宿舎に立ち寄る形で意向を探ることとした。当然ながら、戦争終結の依頼は明言せず、幾度か会談を試みたが懇談の域を出ず成果を得ることは無かった。

42) 久田栄正『帝國憲法崩壊史』法律文化社 1970年 218頁引用。

形で要請されている。

外務省の意向を受けた広田元首相と、駐日マリクソ連大使による、広田・マリク会談が正式に行われた。満洲国の中立化などを提案して、仲介役を依頼するが何も進展しなかった<sup>43)</sup>。なお、5月から6月の間に、ポルトガルやスイスの在外公館駐在武官からの情報や駐モスクワ大使館帰国者の見聞で、ソ連の対日参戦情報が次々入っていたが、外務省は、ソ連への和平斡旋の依頼に集中して余裕なく、不都合情報として事の重大性に気付いていなかった。

(3) 7月に入ると、戦争終結を急ぎたい昭和天皇は、親書奉戴の特使派遣の感想を鈴木首相や木戸内大臣に伝える。その結果、政府も更に踏み込んだ和平交渉として、7月7日に東郷外相は、近衛元首相を特使として派遣する旨、駐モスクワ日本大使館に訓電。近衛特使派遣と和平斡旋の依頼をソ連外務省に伝達した。しかしながら、ソ連外務省も駐日マリク大使も、日本国政府の再三、再四に亘る面会要求を、スターリンがポツダムでの会談で本国を留守にするなどとの理由などで、曖昧な態度に終始して言質をとらせず、面会の延期の繰り返しなどを図っていた。その実は、既にソ連は2月のヤルタ会談で、ドイツ戦勝日から3カ月以内の対日宣戦を米英に約束済みであり、これと矛盾する和平依頼は、所詮、到底に無理な話であった。

7月17日から米英ソの首脳が一堂に会して、ポツダム会談が始まった。主には既に降伏していたドイツの戦後処理についての会談であったが、その序に対日関係も討議され、日本との戦争終結に向けた最終通知がポツダム宣言<sup>44)</sup>として発せられた。ソ連は近衛文磨特使の件があるので、米英と協議し対日宣戦布告の時迄、日本国政府の照会を放置するとした。

#### 4-3. ポツダム宣言の受諾

(1) ポツダム宣言は、受諾しない場合は「迅速且つ完全なる壊滅あるのみ」(3項)と凄まれる部分はあったものの、ドイツの戦後処理案と比して、遥かに緩和されたものであった。「民主主義的傾向の復活強化として戦前の民主主義の存在を認め」(10項)、「保障占領に留める」(7項・12項)、「日本国政府に拠る間接統治、本土の分割統治をしないこと」(8項)、「将来の日本国国民の自由意思による政府の樹立」(12項)、そして「日本国軍隊の無条件降伏」(13項)などの条件付き通知<sup>45)</sup>であった。同宣言は、知日派で10年

43) 陸軍軍務局は、ソ連大使に残存する戦艦長門や空母鳳翔（燃料不足で動けなかった）などと航空機用燃料付飛行機との交換を外務省には内緒で伝え、失笑されていた。

44) ポツダム宣言の要旨は、「民主主義的傾向の復活強化」「基本的人権の尊重の確立」「平和的傾向を有する責任ある政府の樹立」など。

45) グルー国務次官（当時）らの意図を汲んで、米国の海外向け諜報放送であったザカライアス放送を通じて、無条件降伏は、決して無条件を求めるのではなく、大人しく抵抗せずに降伏することであり、奴隷化するなどの一方的なものでもなく、「条件付きの無条件降伏」であると幾度も報じていた。

間駐日大使を務めたグルー國務長官代理<sup>46)</sup>が中心になって起草したものであり<sup>47)</sup>、当初案には現皇室による立憲君主制も認める条項<sup>48)</sup>さえ存在していた<sup>49)</sup>。

ポツダム宣言は、同月26日発出、日本国政府は27日受信。東郷外相は最高戦争指導会議と閣議において、「本宣言は有条件講和であり、これを拒否する時は極めて重大なる結果を惹起する」ものと発言している<sup>50)</sup>。しかしながら、政府としては、尚もソ連政府の和平仲介に期待し続けており、政府首脳もこれを知った時、外務省以外はこの重大性に気づいていなかった。しかもソ連の名前も入っていなかったのでカイロ宣言の焼き直し程度との認識であった。

しかしながら、対外的に何らかのコメントは必要であると再考された。既に新聞発表は行っていたが、政府コメントを出す用意はしておらず、結果的にはそれとのバランス上、定例記者会見で軽く触れることにして、新聞記者に質問させることにした。28日にこの記者会見において、空襲対策の強化や食料配給などの話題の中のひとつとして、記者の質問に答える中で、鈴木首相は、「政府としては重大な価値あるものとは認めず黙殺し、断固戦争完遂に邁進する」と述べた<sup>51)</sup>。この黙殺について、同盟通信が「無視する」と訳して海外に発表すると、外国報道機関はこれを誤訳して、黙殺が拒絶<sup>52)</sup>と発表されてしまう。

(2) 8月6日午前8時頃広島、9日午前11時頃長崎に原爆が投下される<sup>53)</sup>。9日未明にはなんと和平の仲介で頼りにしていたソ連が対日参戦。ソ連は日ソ中立条約の有効期間中にも拘わらず、突然に宣戦布告<sup>54)</sup>し満洲国に侵攻する。満洲国防衛の関東軍は主力部隊の

46) ジョセフ・グルー (1880～1965)。米国の外交官。大東亜戦争の開戦時の駐日米国大使で、大使として在日10年。日米親善野球など日米友好に尽力し、昭和天皇からの信任も厚い親日外交官であった。開戦直前まで戦争回避に努力した。戦時中の日米抑留者交換船で1942年6月に帰国。帰国後は國務次官の要職に就き、終戦交渉や占領行政で日本擁護に尽力した。終戦後も私人として日米両国の親善に尽す。吉田茂元首相は、「真の日本の友」と高く評価している。

47) グルーの側近のドーマン國務長官特別補佐官が原案を考案している。

48) 12項の後段として、「このような政府は、再び侵略を意図せざることを世界が完全に納得するに至った場合には現皇室の下における立憲君主制を含み得るものとする」との記述案が存在していた。

49) 結局のところ、ウィリアム・リーヒイ統合参謀長会議議長（元帥、大統領付参謀長）の意見により、12項で天皇制の問題に触れない代わりに、スティムソン陸軍長官が主張した2項にあった「無条件降伏」という言葉は削られた。読売新聞社編『昭和史の天皇第3巻』中央公論新社（中公文庫）2012年 334～335頁参照。

50) 読売新聞社編『昭和史の天皇 第3巻 本土決戦とポツダム宣言』中央公論新社（中公文庫）2012年 357頁参照。

51) 同上362～365頁参照。

52) 「黙殺する」を、一般的意味は「知っているけど知らないフリをする」という、時間稼ぎに使う言葉。したがって、鈴木首相と内閣書記官長も、陸軍の反発を意識して、「相手の言い分をあまり歓迎していない、結果的には拒否したい気持ちは内々にはある」との含意で政府見解とした。同盟通信社は、「ignore it entirely（完全に無視する）」と訳して海外発信。しかし海外通信社の翻訳者は「reject（拒絶する）」と訳しこれが広まった。これをソ連は中立条約を破っての侵攻の口実（宣戦布告書）としたし、米国の原爆投下の切っ掛けの要因のひとつとの意見もある。

53) 8日には本土決戦の軍備として、陸軍が用意した武器展示が行われ、鎌や弓矢、竹槍などが並び閣僚らを唾然とさせた。

54) 東郷外相が、マリク駐日ソ連大使を貴族院貴賓室に呼び不当性を猛烈に批判。しかし同大使は、「歴

南方転出で弱体化著しく、機械化されたソ連軍の敵ではなく、次々撃破された。同盟国の満洲国軍も叛乱を起こすなど、満洲は事実上の無抵抗状態となってしまった。また、当時の内地とされていた南樺太にも侵攻し、これを防ぎ切ることができなかった。政府も軍部も、このソ連の裏切り侵攻には最大級のショックを受けることになった。北海道上陸の危険も、東京に第三の原爆投下もあり得るとも危惧され、軍部も一部を除き戦意喪失し、事態は一挙に猶予無き状況となり、選択の余地無しでポツダム宣言の受諾が求められることになった。

(3) このような状況下で、8月10日<sup>55)</sup>に御前会議が開かれた。ポツダム宣言の受諾は条約の受諾と考え、従来のメンバーに枢密院議長も加えて開催された。会議では、東郷外相、米内海相、平沼枢密院議長が、「天皇の地位の保障のみを条件」に受諾を主張し、阿南陸相、梅津美治郎参謀総長、豊田副武軍令部総長が四条件「國体護持、戦争責任者の自国処罰、自主的な武装解除、保障占領の拒否」は絶対的だとして受諾反対を主張した。

鈴木首相は、この会議の前日に昭和天皇と事前協議を行い、天皇のご聖断無くして事は決まらないとして、明治憲法の立憲主義的運用としての憲法習律から外れる超法規的措置をとることにした。御前会議の席上で、鈴木首相が、昭和天皇の前に進んで深く頭を下げ、「外務大臣案に拠るべきか、又は四条件を付する案に拠るべきか、謹みて御聖断を仰ぎます」とご発言を願ったのである。そして、昭和天皇は「外務大臣の意見に賛成である」として、戦争終結を望まれる。これにより、御前会議の結論は「受諾する」こととなった。その後、午前3時に臨時閣議を開催して、明治憲法の規定<sup>56)</sup>に基づきポツダム宣言受諾を閣議決定した。このことは、ご聖断と謂えども、閣議決定しなければ単なる個人的発言に留まるからである。

なお、明治憲法下の運用では、立憲君主としての政治的姿勢が求められており、開戦の際も決定を下せるような法の仕組みになっていなかった。したがって、ご聖断の措置は明治憲法下の天皇大権をしても、異例中の異例の超法規的措置ということになる。

(4) 8月10日午前に、各ルートの海外放送やモールス通信<sup>57)</sup>で受諾を各国に通知した。また、利害関係国<sup>58)</sup>の駐スイス加瀬俊一公使、駐スウェーデン岡本季正公使が両国外相に、同趣旨の書面を手交し、連合国への通知を依頼した。これ以降、連合国からの回答を待つことになる。これを以て、米軍、英連邦軍や中華民国重慶政府軍は停戦し、我が方も

---

史は公平なる審判者なり歴史的必然は不可避なり」と言い返す。読売新聞社編『昭和史の天皇 第3巻 本土決戦とポツダム宣言』中央公論新社（中公文庫）2012年 351頁参照。

55) 通説では8月9日開催とされていたが、昭和天皇実録の発刊により、8月10日午前0時3分開催と判明したことから、現在では10日開催の御前会議とされている。

56) 明治憲法第55条「國務各大臣は天皇を輔弼しその責に任ず」と定めている。

57) NHK 海外放送は「政府により、日本軍は降伏を決定する準備がある」旨を世界へ放送した。また、同盟通信社は「天皇の地位が保障されていることを条件に、ポツダム宣言を受諾する」旨をモールス通信で米英仏など連合国に直接通知を行った。

58) 中立国のことで国際法上は利害関係国と呼称する。

中国本土に完全武装の106万人の兵力を有する支那派遣軍や、サイゴンに本拠を置く南方総軍の管轄下の諸部隊、昭南島の防衛軍（シンガポール、当時の日本の呼称）、ラバウルの第8軍なども停戦に応じた。なお、ポツダム宣言受諾と降伏調印は別物であり、前者は「戦争状態を終わらせる」「戦争をやめる」との意思表示で、後者は国際法上（不戦条約<sup>59)</sup>などの「戦争の止め」ということである。

もっとも、国際法を破りまくるソ連は、この時間差を利用して侵攻を続ける根拠とした。10日夜以降には、ソ連軍は、北千島の占守島や南樺太にも侵攻。当時内地とされていた南樺太では市民を巻き込んだ市街戦も始まってしまった。ソ連軍は樺太や千島などに侵攻を続けて悲劇の更なる拡大を行っていく。もっとも、陸軍第5方面軍（司令部：札幌）<sup>60)</sup>は司令官樋口季一郎中将の強い意思で反撃を開始し、猛烈に自衛戦争を展開し抵抗した。とりわけ占守島の91師団の抵抗は猛烈を極め<sup>61)</sup>、ソ連軍を同地で釘付けにした<sup>62)</sup>。この自衛的抵抗により、稼がれた時間的な経緯が得られたことで米国政府が介入し、ソ連の北海道占領の目論見は崩れ去った<sup>63)</sup>。

#### 4-4. バーンズ回答の来着

(1) 日本からポツダム宣言受諾の通知を受けた米国は、8月12日午前0時にバーンズ国務長官<sup>64)</sup>から正式な返答を行った<sup>65)</sup>。その回答には、「降伏の時より、天皇及び日本国政府の国家統治の権限は降伏条項の実施の為其の必要と認むる処置を執る連合軍最高司令官に従属（*subject to*）する」とした上で、「日本の政体は日本国民が自由に表明する意思のもとに決定される」と記してあった。この返答をどのような内容にするのか、ポツダム宣言の発出直前まで、前述の現皇室制度の維持の文言案があり結果的には削除されたものの、ここに示されていたように、米国政府内でも意見が分かれていた。戦後の安定した占領政

59) 不戦条約は、昭和3年（1928）に締結された多国間条約で、締約国相互においての国際紛争を解決する手段としての戦争を放棄し、紛争は平和的手段により解決することを規定した条約。

60) 南樺太の88師団（本部：豊原）、占守島の91師団（本部：幌筈島）は、装備優秀、食料・弾薬を豊富に持ち、戦車隊を含む精鋭部隊で、徹底抗戦し、ソ連軍を撃退。この時間的経緯で米国政府が介入し、ソ連の北海道占領の目論見を崩した。第5方面軍は他に、7師団（本部：帯広）、42師団（本部：稚内）、89師団（本部：択捉島）、独立混成101旅団（本部：苫小牧）、独立混成129旅団（本部：得撫島）の諸部隊を有していた。

61) 8月16日に占守島守備の91師団は、今や侵攻から侵略となったソ連軍と自衛戦争を交えた。

62) その後、ソ連は我が国の固有領土の南千島、8月28日択捉島、8月31日得撫島、9月2日国後島、そして9月3日歯舞諸島に上陸、占領した。

63) スターリンは、領土奪取を画策し、北海道の北半分の分割占領を米国政府に提案。ヤルタ会談の合意内容を超えるとして拒否された結果、8月15日以降もソ連軍は、南樺太・千島の侵略を続け、可能な範囲で領土奪取を実行したのである。明らかに国際法違反である。

64) 就任宣誓の三日後にポツダム会談に臨んでいる。エドワード・ステチュニアス前国務長官からの引継ぎも殆ど行われずに会議に参加した。

65) 12日朝、昭和天皇は賀陽宮恒憲王少将（陸軍大学校長）、閑院宮春仁王（戦車4師団長心得）など軍人皇族に対してポツダム宣言受諾を伝えている。また、12日午後、梅津参謀総長と豊田軍令部総長は、海相に相談もなくポツダム宣言受諾反対を帷幕上奏したことから、米内海相は、豊田総長を呼び出し厳しく叱り諭している。

策も考慮して、昭和天皇及び皇室制度の存続を明示した回答を主張するグルー國務長官代理の意見を支持したのは、スティムソン陸軍長官<sup>66)</sup>、マーシャル陸軍参謀総長であり、一方で、バーンズ國務長官とデービス戦時情報局長官は、天皇制廃止に傾く米国世論の動向に鑑みて反対していた。結局のところフォレスト海軍長官による、「天皇について肯定的な返事はするものの、米国政府の立場について誤解を与えない旨の回答をする」<sup>67)</sup>との妥協案により、「天皇の権力は最高司令官に従属するものである」との間接的に天皇の地位を認め意図を含めた曖昧な言い回しとした上で、「日本の政体は日本国民が自由に表明する意思の下に決定される」とした<sup>68)</sup>。

陸軍参謀本部は、「隷属する」と曲解。軍部強硬派は阿南陸相を通じて、國体護持の再照会を主張していたが、駐スウェーデン公使岡本季正から「バーンズ回答は日本側の申し入れを受け入れたものである」との情報が入っていたこともあり、東郷外相は、これらの意図も含有したものと積極的に解釈していた。13日には閣議と最高戦争指導会議が繰り返し開催された。これらにおいては、「國体護持について再照会すべし」として紛糾していたが、東郷外相は、阿南陸相らの要望を抑えて受諾するとして、同日2回目の閣議で決定へと持ち込んだ<sup>69)</sup>。

(2) 昭和天皇から異例ながらも、御前会議の開催希望があったので、前回とは異なり懇談の形をとって、14日午前11時に開催。今回も、再び阿南陸相や梅津陸軍参謀総長らが、陸軍内で一部将校のクーデターの危惧を認知した上で、戦争継続を主張した。しかしながら、昭和天皇は一通り反対意見を聴いた上で、「私自身は如何になろうと、国民の生命を助けたいと思う。国民に呼び掛けることがよければ、私はいつでもマイクの前に立つ。内閣は至急に終戦に関する詔書を用意して欲しい」<sup>70)</sup>との趣旨で発言されている。このお言葉を賜わって、参加者一同感涙の中、反対する者はいなくなった。そして、鈴木首相は詔書勅案奉仕の旨を拝承した。その後、明治憲法の規定を踏んで、終戦の詔書に國務大臣が署名して、詔書に法的根拠を付与した。同日深夜に、昭和天皇による玉音放送が皇居内でレコード録音された<sup>71)</sup>。その後、加瀬駐スイス公使、岡本駐スウェーデン公使から、ポツダム宣言受諾に関する正式な詔書を発布した旨を、両国外務省を通じて連合国側に伝達さ

66) ヘンリー・スティムソン（1867～1950）。米国の政治家、共和党員。フィリピン総督、陸軍長官を経て、フーバー大統領の下で國務長官を務め、ルーズベルト大統領、トルーマン大統領の下で再び陸軍長官を務めた。昭和5年（1930）のロンドン海軍軍縮会議では米国代表団の団長。マクドナルド英首相や日本全権若槻禮次郎元首相らと粘り強い交渉を行いながらも条約締結に漕ぎつけた。若槻元首相の心意気に打たれたとの面もあるが、この交渉を経ることで日本への想いが高まり、友誼も深まって知日家とされるようになった。

67) 中川直毅『概観日本国憲法と昭和政治史』三恵社 2023年 299頁引用。

68) トルーマンは自らの日記に「彼らは天皇を守りたかった。我々は彼らに、彼を保持する方法を教える」と記している。

69) 中川直毅『概観日本国憲法と昭和政治史』三恵社 2023年 299頁参照。

70) 駒村圭吾・吉見俊哉編著『戦後日本憲政史講義』法律文化社 2020年 22頁参照。

71) 終戦の詔勅の載った官報の号外、内閣告諭の号外が印刷（8月14日午後11時付）。

れた<sup>72)</sup>。

陸軍の一部グループがクーデターの行動に出ようとする動向もあったことから、阿南陸相は御前会議の直後（午後1時）に、首謀者の井田正孝中佐らと会い、御前会議での昭和天皇の言葉を伝えて恭順するよう説いた。15日未明には、椎崎中佐や井田中佐らは、玉音放送の録音音源の強奪と宮城（皇居）占拠を意図したクーデター未遂事件起こした（宮城事件）。森赴近衛師団長が殺害されたが、田中静彦陸軍大将が東部軍直営部隊を直率して15日朝には鎮圧した<sup>73)</sup>。

#### 4-5. 玉音放送

(1) 8月15日早朝から、国民に対する周知についての慌ただしい動きがある。情報局から新聞朝刊の配達は正午以降とするように指示が出される。昭和天皇によるラジオ放送の予告も行われ、午前9時の全国・外地のラジオ放送ニュースでは、「15日正午に天皇陛下御自らの放送がある」、「国民は1人残らず玉音を拝するように」などと報じている。また、情報局より、官公署や鉄道省駅舎、逓信省郵便局などの受信機を活用して国民が放送聴取可能となる措置を講じるように指示された。なお、内容は伏せられていた。

同日正午、昭和天皇の玉音放送。この放送により、全国民と全陸海軍にポツダム宣言受諾と日本の敗戦が表明されるに至った。

終戦詔書の草稿は、迫水久常内閣書記官長が、10日と14日の御前会議のメモを下地に作成し、田尻愛義大東亜次官、小川一平内閣嘱託（参与）らが協力して完成させたもので、昭和天皇のご意思が確りと反映されており、当時の詔書作成の慣例に従い漢語調にて作られている<sup>74)</sup>。また、この詔書の中に、「國体を護持し得て」との文言があるが、これ当に、明治憲法下の天皇ではなく、万世一系、皇統保持をぎりぎりの線で果たせればとの思いを込めての、いわば「終戦期の國体」を表したものと考えている。

#### 4-6. ミズーリ号での降伏文書調印

昭和20年（1945）8月17日には、終戦時の混乱を収めるべく、皇族で陸軍大将の東久邇宮稔彦王に大命が降下して、東久邇宮内閣が成立した。

8月30日には、マッカーサー元帥が、厚木飛行場に降り立った。9月2日には、東京湾に停泊する米国戦艦ミズーリにおいて、降伏文書に天皇及び日本国政府を代表して重光葵外相が、大本営を代表して梅津美治郎参謀総長（陸軍大将）が、其々降伏文書に署名し

72) この間にも空襲は続き、市民の犠牲が増えていく。13日千葉空襲、小田原空襲、熊谷空襲、花巻空襲。14日には大阪大空襲があり、大阪砲兵工廠は壊滅し、京橋駅には1トン爆弾が落ち、カード下に避難していた市民数百人が、終戦直前に亡くなっている。

73) 阿南惟幾陸相は15日早朝に自決している。

74) 読売新聞社編『昭和史の天皇 第3巻 本土決戦とポツダム宣言』中央公論新社（中公文庫）2012年 393～394頁、398頁、402頁参照。

た<sup>75)</sup>。これにより、国際法上（ハーグ陸戦条約）の手続きが完了して、ポツダム宣言の受諾は外交文書として効力を持ち、日本の降伏が法的にも確認された。

これ以降、我が国は国家としての主権を失い、連合軍（日本側は「進駐軍」と呼ぶ）の間接統治により占領下に入るようになった。旧陸軍・海軍も武装解除され解体されている。

#### 4-7. 敗戦国の日本とドイツの違い

ドイツの場合は、ヒトラー総統の狂気の国内焦土命令、東から米英軍、西からソ連軍に挟撃され本土に深く進攻されても降伏せず（出来なかった）、首都ベルリンの攻防戦までもつれ込み、ヒトラー総統の自殺でなんとか降伏することができた。その時点では、既に政府機能は失われて無政府状態となっており、国土は荒廃し、軍事占領、敗戦となった。しかも米英軍とソ連軍により事実上の分離占領されることになってしまった。

日本の場合は、國体護持を条件としてポツダム宣言を受諾し、大東亜戦争を終結するに至らしめた。最悪の最終段階に至るまでに、なんとか幾ばくかの余裕を以て、戦争終結を迎えることができた。帝都東京は現に存在し昭和天皇も留まっておられるし、官庁街もなんとか立地しており、政府も確り機能していた。そして、本土は一切占領されておらず、軍も相当に武器や航空機、船舶を残していた。しかも中国大陸には、殆ど戦っていない106万人もの大兵力を有する支那派遣軍が健在であった。

この違いが、連合軍の日本占領部隊の進駐が2週間と慎重になり、日本国政府を通じての間接統治も貫かれ、ポツダム宣言の各条件の遵守もなされ、占領後の皇室制度、文化芸術などの伝統維持や国民生活にも有利に働いたと考えている。

#### 4-8. 小括

大東亜戦争終結の交渉は、小磯内閣、鈴木内閣を通じて、ポツダム宣言の取り扱いについて、天皇の持つ国家的役割に紐づいた國体の変遷、在り様について、議論が重ねられていた。結果的には、いわば「条件付き無条件降伏勧告」ともいえるポツダム宣言を受諾している。この間に、我が国は当然のこととしても、これを発した米国についても、天皇の存在に十分に着目している。戦争当事者の双方において、天皇と國体護持に強い関心を持ち、その伝統的機能から、将来の役割への期待についても大きく評価しているのである。

また、鈴木内閣は明治憲法の運用ではあり得ない、超法規的な措置を以て戦争終結を

75) 随員として、岡崎勝男（終戦連絡中央事務局長官）、加瀬俊一（内閣情報局第3部長）、太田三郎（終戦連絡中央事務局第3部長）。陸軍は、宮崎周一陸軍中将（参謀本部第1部長）、永井八津次陸軍少将（大本営陸軍部参謀）、杉田一次陸軍大佐（大本営陸軍部参謀）。海軍は、富岡定俊海軍少将（軍令部第1部長）、横山一郎海軍少将（海軍省出仕）、柴勝男海軍大佐（大本営海軍部参謀）。なお、軍令部総長の豊田副武海軍大将は出席を拒否した。連合国側は、マッカーサー連合軍最高司令官の他、米国・英国・中華民国・ソ連・豪州・カナダ・フランス・オランダ・ニュージーランドの将官クラスが出席。

図ったが、逆に、終戦の詔書には閣議において国務大臣が署名し、法的根拠の付与までしており、ここに法治国家としての情熱度、信頼性を伺い知ることができる。

これらの意義を踏まえた上で、ドイツの敗戦時のような無政府状態に陥ることなく、分裂国家への危険も回避し、ポツダム宣言を受諾することで、國体護持も果たし得て、肅々と進駐軍を迎え入れ、明治憲法を法的に一時的に終焉させることで、新たな道を模索していく我が日本の苦難の過程に感涙を覚える。

## 5. 日本国憲法の成立と國体護持

大東亜戦争の終結前後の國体護持への行動は、官軍民を挙げて鬼神にも勝るものがある。本節では、日本国は建国以来、連合国軍という外部国家に初めて占領された結果、国家主権を失うことになるが、それでも、なお國体を護って行こうとする、日本国政府の積極果敢な動向を検証してみる。

### 5-1. 東久邇宮内閣による國体護持

(1) 対日反攻作戦の主力であった米国が、その帰結としてGHQの中核を担い、マッカーサー元帥（以下「マッカーサー司令官」という。）<sup>76)</sup>がその最高司令官の任に就いた。マッカーサー司令官は、ポツダム宣言に則った政策を、日本国政府を通じて進めていく。日本が再び軍事的脅威とならぬように帝国陸海軍の完全な解体や、過去に存在した民主主義的傾向を復活させるべく、軍国主義台頭の温床になったとして長子相続制などの封建的諸制度を廃絶させていく。そして、ポツダム宣言作成の経緯を踏まえて、これらの占領政策の実効性を上げていく為にも、天皇制の存続の下で、揺るぎない法の支配による国家運営が必要であると判断し、明治憲法の見直しを第一義的に考えていた。他方では、憲法の改正については、GHQが、ハーグ陸戦条約の「占領地の法体系の変更強制禁止」<sup>77)</sup>に係る国際法への抵触を意識して、日本国政府による自発的・自主的な改正作業を意図し、期待していた。

戦後混乱する中、ポツダム宣言の忠実なる履行と、旧軍人の暴発を警戒しつつ国内秩序を再構築して、国家再興を図っていくには、皇族が先頭に立って、強力な権威と実行力を以て国民を統合する必要性があった。そこで8月17日に、陸軍大将の東久邇宮稔彦王<sup>78)</sup>が首相となり、東久邇宮内閣が成立する。東久邇首相は、一億総懺悔論と國体護持<sup>79)</sup>を

76) ダグラス・マッカーサー（1880～1964）。米国陸軍元帥。連合国軍最高司令官、朝鮮戦争時には国連軍司令官も兼務した。

77) ハーグ陸戦条約は、「統治の根幹に係る制度を占領下で変更する」ことを禁止している。同条約では宣戦布告や戦闘員・非戦闘員の定義なども定めており、日本も米国も署名している。但し、この占領下とは、交戦中の占領下のことをいうので当てはまらないとする説もある。

78) 東久邇宮稔彦王（1887～1990）。久邇宮朝彦親王第九王子、陸軍大将。首相退任後に公職追放、昭和22年に臣籍降下。

79) この場合國体護持とは、万世一系の天皇と皇室制度を狭義の國体であり、明治憲法で定める天皇大権

以て、終戦処理と戦後復興の二大方針とし、一億総懺悔声明<sup>80)</sup>を発表した。その意図は、日本国民に対して、そして世界に対して戦争中の過ちを反省し、懺悔するという意味で、国内外における天皇に対する戦争責任の追及や国内の天皇制廃止勢力による混乱防止に努めようとした処にある。

(2) マッカーサー司令官は、当初は、副総理格の国務大臣であった近衛文麿公爵<sup>81)</sup>に非公式ながら憲法改正の任を委ねた。近衛公爵は、京都大学の佐々木惣一博士に憲法草案作成の研究を命じ、早くも2カ月後には改正案が出来上がり、昭和天皇にも上奏した。

しかしながら予想外のことが起こる。東久邇首相官が発した、一億総懺悔論は、その意図とは裏腹に、GHQは東久邇首相官の思いも至らぬような予想以上の拒否反応を起こした。国際軍事裁判（東京裁判）に影響を及ぼし、民主主義再生へ悪影響大と受け止めたからであり、一億総懺悔論を抑圧する政策命令<sup>82)</sup>を発し、遂には公職追放などのいわゆる「自由の指令」（人権指令）にまで至る。東久邇官内閣は、結局のところGHQとの信頼関係に行き詰まり僅か2カ月で総辞職した。

このため、憲法改正作業を行っていた近衛公爵は、国務大臣ではなくなり政府高官としての立場を失った。そこで、木戸幸一内大臣により、宮中役職の内大臣御用掛として憲法改正作業が継続できるよう配慮がなされてその任についたが、所詮は公的権限もなく、影響力が皆無の立場になってしまった。GHQも、近衛公爵を見限ったかのように、政策変更を内含して、「近衛の憲法調査には関知していない」<sup>83)</sup>との声明を出した。昭和20年（1945）11月には内大臣府が廃止され、改憲作業は頓挫し有耶無耶となり、以後は政府が主導していく。

## 5-2. 幣原内閣による國体護持

(1) 昭和20年（1945）10月9日に、明治憲法の規定に則って、幣原喜重郎元外相<sup>84)</sup>に

---

などの統治権を示すものではない。

- 80) 当時の日本国民6000万人と、未だ主権国家が成立していない朝鮮半島や中華民国の進駐がなされていない台湾の住民ら4000万人も含めた日本国民に対して、「国家存亡の為に開戦はやむを得ない事態ではあったが、戦争遂行については難があったために終戦へと至らしめることになったが、国民の道義も廃たれたことでもあり、大東亜戦争を戦った者は、軍官民、全国民問わず、敗戦に対する責任と反省（総懺悔）が必要だ」との趣旨。
- 81) 近衛文麿（1891～1945）。五摂家筆頭の近衛家当主、公爵。貴族院議長を経て3回に亘って首相を務める。終戦時は枢密院議長、大政翼賛会総裁も歴任。戦後も東久邇官内閣で副総理格の国務大臣として明治憲法改正にも携わるが、戦犯指定を受け悲観して自死。
- 82) GHQは、報道制限の実施、戦争遂行賛辞の書籍の廃本、学校教育での戦時教材の削除など次々と指令を出す。
- 83) マッカーサー司令官による近衛への依頼は同席した通訳の証言により明らかである。
- 84) 幣原喜重郎（1872～1951）。外交官、政治家。ワシントン海軍軍縮会議で全権委員を務め、加藤高明内閣で初めて外相に就任し、第1次と第2次の若槻内閣、濱口内閣でも外相を務める。親英米を中心とした自由主義体制における国際協調路線としての幣原協調外交を展開。ロンドン軍縮条約も反対派を抑え込んで締結。その後は軍部に睨まれ監視生活を受けるが、戦後はカムバックして首相を務め、日本国憲法の成立にも関わる。その後に第1次吉田内閣の副総理を経て衆議院議長も歴任。

大命が降下し幣原内閣が誕生した。首相となった幣原喜重郎は、この時点で既に70歳を超えていたが、戦前期には親英米派の外交官として、ワシントン及びロンドンの二つの軍縮条約に深く関係し、外務大臣として幣原協調外交を推進し、欧米の政治家や外交官にも親交のあった、戦犯指名や公職追放の心配の全くない、この難局に打ってつけの人物であった<sup>85)</sup>。

GHQは、この内閣に対しても、特高警察の廃止、女性の政治参加、教育の自由化、労働組合の合法化や経済体制の民主化など、いわゆる五大改革の実行を指令する。もっとも、幣原内閣では、これらに先んじて、明治憲法下において、婦人参政権（女性参政権）を認める衆議院議員選挙法の改正、労働三権を認める労働組合法の制定、自作農創設を目的とした農地改革の着手など、戦前から準備されていた民主的政策<sup>86)</sup>にも着手していた。

一方では、これらの一連の流れと重なる時期に、幣原首相は、マッカーサー司令官から直々に、正式な形で明治憲法の改正作業を進めるように指示される。そこで、商法の大家でもあった松本丞治憲法改正担当大臣（以下、「松本担当相」という。）<sup>87)</sup>を長とする憲法問題調査委員会（以下「松本委員会」という。）<sup>88)</sup>を発足させた。松本担当相は、憲法改正の指針となる、いわゆる松本四原則<sup>89)</sup>を基本方針とすることを衆議院予算委員会で明らかにし、議会権限の強化を中心とする明治憲法の微修正な対応で十分であるとの見解を示した。

この頃、松本担当相をはじめ政府首脳陣や美濃部達吉博士らの憲法学者は、ポツダム宣言の要求する民主主義に対して、「なにも明治憲法の天皇統治の原則を変更する必要はなく、「大正デモクラシー期の立憲君主制を回復すれば十分対応できるという判断」<sup>90)</sup>をしていた。幣原首相も、「戦前の軍部の専横は明治憲法によってもたらされたものではなく、それが蹂躪された結果であり、明治憲法が再び正常に機能すれば、民主的な体制が日本でも十分に実現する」<sup>91)</sup>と考えていた。

85) 中川直毅「日本国憲法における國体護持の意義を、鈴木内閣・東久邇宮内閣・幣原内閣の政治動向も踏まえて考察する」名古屋芸術大学研究紀要 第43巻 2022年 251～252頁参照。

86) 1920年代に議論されてきたものや、同時期の帝国議会に上程されるなどしたが廃案となった社会立法を基礎に蓄積されていた社会政策的ノウハウの結果である。

87) 松本丞治（1877～1954）。商法の大家。東京帝国大学教授、関西大学学長、満鉄理事副総裁、法制局長官（第2次山本権兵衛内閣）、商工相（斎藤内閣）を歴任。貴族院議員、帝国学士院会員。幣原内閣の総辞職後に公職追放となった。

88) 憲法問題調査委員会は、昭和20年（1945）10月25日に設置。構成員は、松本丞治元東京帝国大学教授（商法学）を委員長に、宮沢俊義東京帝国大学教授（憲法）、清宮四郎東北帝国大学教授（憲法）、河村又介九州帝国大学教授（憲法）、樽橋渡内閣法制局長官、佐藤達夫法制局第2部長らが委員となった。顧問として帝国学士院会員の清水澄枢密院副議長、美濃部達吉元東京帝国大学教授、野村淳治元東京帝国大学教授らを迎えている。

89) 松本四原則は、概ね次のようであった。「①天皇による統治権の総攬は変更せず。②天皇大権を制限し議会の議決権を要する事項の拡充。③国務大臣が国政全般に責任を負う。④国民の権利・自由に対する補償とその救済の強化。

90) 小林昭三監修『日本国憲法講義』成文堂 2009年 29頁引用。

91) 清水唯一郎・瀧井一博・村井良太『日本政治史』有斐閣 2020年 256頁引用。

### 5-3. 幣原内閣による憲法改正作業

(1) 松本委員会は、新しい憲法の制定に関して、國体の護持と民主主義的憲法の融合が至上課題であるとして検討を重ねていたが、その内容は天皇機関説に基づいて運用されていた頃の明治憲法の慣習事項の明文化も含め、微修正の枠内に留まる程度の発想であった<sup>92)</sup>。

昭和21年（1946）1月、先述の新日本建設の詔書が発せられたのと同時期に、松本担当相は、松本四原則を踏まえて、自ら松本私案なるものを作成する。憲法問題調査委員会の委員であった宮沢俊義教授がこれを要綱形式にまとめ、後に松本担当相が再び手を加えて、「憲法改正要綱」（甲案）とした。実のところは、これに対するGHQの意見を聞いた上で、後程に正式な憲法草案を作成することを予定していた。また、別途大幅な改正案も必要との議論もあったので「憲法改正案」（乙案）も作成した。

しかしながら、この提出に先立つ同年2月1日、このタイミングで、毎日新聞が大スクープとして憲法草案を新聞掲載し、世情は騒然となった。実際は試案のひとつの乙案に近いものに過ぎなかったが、松本四原則に則って、議会機能の強化、統帥権の削除、基本的人権の保障を法律に求めるなど、過去の反省を踏まえてはいたが<sup>93)</sup>、天皇については「至尊にして侵すべからず」と書かれていた。

この情報に接して、GHQは保守的であるとして、失望し、そして焦燥感に駆られる。何故なら、GHQの上位機関としての極東委員会<sup>94)</sup>が発足すると、構成国たるソ連の影響力により、米国の専権とする占領政策の遂行を邪魔建てされる恐れが出るのと、ソ連や豪州を中心とした天皇制廃止の要求を回避したかったからである。それまでに、新しい憲法の制定を行い、日本国の統治体制の大枠を確定したかったのである。マッカーサー司令官は、占領政策の円滑化には天皇の存在が大きいと考えており、また、日本の伝統的存在であるとの認識も有していた。マッカーサー司令官は、昭和天皇との幾度かの会談を通じてその人柄にも魅了され、信頼関係が醸成されていたこともあり、天皇制の存続を強く意識していたのである<sup>95)</sup>。したがって、発足前に憲法を日本国民の前に示して、GHQ主導の既定事実を作ろうとしていたのである。

92) 明治憲法が、君主主権に近い天皇中心の統治機構を採用していたことから、改正案でも天皇主権は変わらず、天皇の地位の表現を「至尊」とするだけの文言の修正に留まり、人権も従来どおり法律の付保のある制限保障となっているなど保守傾向の強いものであった。

93) 清水唯一郎・瀧井一博・村井良太『日本政治史』有斐閣 2020年 257頁参照。

94) 極東委員会は、昭和20年（1945）9月に設置。敗戦国の日本を連合国が占領管理するために設けられた最高政策決定機関。GHQさえもその決定には従うものとされていた。構成国は、米国、英国、ソ連、中華民国、オランダ、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、フランス、フィリピン、インドの11カ国。

95) ダグラス・マッカーサー著、津島一夫訳『マッカーサー大戦回顧録』中央公論新社 2014年 425頁参照。「初めての会談において、天皇は、『国民が戦争遂行にあてた政治、軍事両面で行った全ての決定と行動に対する全責任を負う者として、私自身をあなたの代表する諸国の裁決に委ねる』と述べて、感動した」と回想している。なお、この回顧録は誇大・事実錯誤等に満ちているとされておりその真意は定かではない。

(2) 然るに、日本国政府がこの程度の修正内容の検討で時間を費やしているようでは、成案の目途さえも立たず、手鈍いことをしていると、極東委員会が発足（2月26日）してしまうのではないかと危惧した。そこで、日本国政府に任せるには不十分として、マッカーサー司令官は、2月3日に、民政局長のホイットニー准将に、いわゆるマッカーサーノートと言われている、「①国民主権そして天皇は元首（現人神の否定）、②戦争放棄・軍備撤廃、③家族制度廃止の三原則」（マッカーサー三原則）を示し、憲法改正を急ぐように促した。民生局次長のケーディス大佐らを中心とした、憲法学的には素人<sup>96)</sup>ともいえるメンバーによって、秘密裏に改正案作成が緊急作業として行われることになった。2月8日には、何も知らない松本担当相から「憲法改正要綱」とその説明書である「憲法改正案ノ大要ノ説明」がGHQに提出された。なお、この要綱は、天皇にも上奏したものの、正式な政府案として閣議に諮られ、了承された文書ではなかった。GHQの作業は昼夜を徹して行われ、早くも2月12日には92箇条からなる英訳草案（以下「GHQ草案」という。）を完成させた。

2月13日に、松本担当相と吉田茂外相は、先に提出した憲法改正要綱に対する回答を聴取するため、ホイットニー准将らと会談しようとしたが、その際に、逆にGHQ草案が、両大臣に手交されたのである。これを受け取り一読した松本担当相と吉田外相は驚愕することとなる。そこには「象徴天皇」という新しい言葉が記載されており、戦争放棄条項と共に特異な内容となっていた。更に、政府が受け入れないのならば、「直接国民に提示するぞ」と高圧的に、そして極東委員会の雰囲気としては天皇を戦犯にする意向があるのではなどとも付言された。18日には、松本担当相が「憲法改正案説明補充」により、再度GHQへの説明を試みたが、ホイットニー准将は、これを拒絶して逆に48時間以内での諾否の回答を迫った。19日に松本担当相は、GHQ草案を閣議で説明した。幣原首相をはじめ閣僚も驚く外に表現のしようが無かった。

(3) 日本国政府は必死に抵抗したものの、天皇廃位の国際世論から國体を護持するべしとの理由から、事ここに及んでは、國体護持、即ち天皇を守るのには、國体護持と戦争放棄を交換条件のように考え、GHQに従うことが唯一の道であると覚悟するに至った。2月22日の閣議においてGHQ草案の受け入れを決定し、26日の閣議でこの草案にそって新しい憲法草案を起草することを決定した。

その後、佐藤達夫内閣法制局局長らが、GHQ草案を邦文化し、我が国の法律体裁に整える作業を通じながら、受け入れ折衝を行い、3月6日に憲法改正草案要綱として公表。なお、4月10日には新しい改正選挙法による初の普通選挙（女性参政権が認められる）による第22回衆議院総選挙が行われている。4月17日には文語体から口語体に改められ、外国人の権利及び「家庭は、人間社会の基礎であり、その伝統は、よきにつけ、悪しきに

96) メンバー25人の内、ホイットニー准将を含む4人には弁護士経験があったが、憲法学を専攻した者は誰もいなかった。

つけ、民族にしみこんでいる。」という文句などを削除し<sup>97)</sup>、再び「憲法改正草案」として公表された。その間に、第9条のいわゆる芦田修正や第25条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」の挿入などの一部修正も行われた。

(4) マッカーサー司令官が、象徴天皇制と戦争放棄をセットで規定させたのは、天皇制を国際社会の批判から護るにはこれ以外に方法はないと判断していたからだと思われる。これらの条項は、侵略戦争たる戦争を反省して、このような戦争を放棄し、不戦条約などで保障されている国際常識的な自衛戦力以外の軍備は持たないこととすることで平和国家とし、また、天皇は軍事的だけではなく一切の政治的権能も封奪された当に象徴的君主の存在としてのみ存立を認めるものであった。これらの措置によって、戦勝国で構成された極東委員会をはじめ国際世論を納得させようと考え、そして実現したのである<sup>98)</sup>。

なお、極東委員会は、5月13日に、「日本の新憲法の採択についての原則」を採択し、確定すべき憲法は、日本国民の自由に表明した意思を具体化したものでなければならないとして、「十分なる審議の確保」「明治憲法との法的連続性の保持」「日本国民の自由意思の明確な表明方法の採用」の三原則を示している<sup>99)</sup>。

この間にも、幣原内閣は、GHQから民主化改革に消極的だとして圧力を掛け続けられ、財閥解体などの急進的な改革や戦犯逮捕なども指示され実行させられた。GHQは、公職追放令を発して本格的に取り組みだした<sup>100)</sup>。幣原内閣は「日本の歴史上最も完全な財閥内閣<sup>101)</sup>」と揶揄されていただけあって、閣僚の公職追放が続出し総辞職の危機を迎えたが、なんとか一部の閣僚の交代で存続する。しかし先述の第22回衆議院総選挙で単独過半数の政党がなく、幣原首相が過半数工作をしようとした。これが政権への居残りとなつて大きな反発が起こり、議会内での倒閣運動<sup>102)</sup>へと繋がって、閣内からも離反者が出るなどして、遂に議会運営が手詰まりとなったことから総辞職した。

#### 5-4. 吉田内閣による國体護持

(1) 昭和21年（1946）5月22日に、外相であった吉田茂に組閣の大命が降下し、吉田内閣が成立した。引き続き憲法改正の一連の作業は、金森徳次郎<sup>103)</sup>が憲法改正担当相と

97) 宮沢俊義『全訂 日本国憲法（芦部信喜補訂）』有斐閣 1978年 192頁参照。

98) 清水唯一郎・瀧井一博・村井良太『日本政治史』有斐閣 2020年 258頁参照。

99) 久田栄正『帝国憲法崩壊史』法律文化社 1970年 358頁参照。

100) 昭和21年（1946）1月4日に発布。

101) 久田栄正『帝国憲法崩壊史』法律文化社 1970年 298頁引用。幣原首相は三菱財閥の岩崎家の婿、松本担当相は三菱財閥や安田財閥の顧問、小笠原商工相は株式取引所会長（現東京証券取引所）、渋沢蔵相は渋沢栄一の孫で日本銀行総裁も経験した渋沢財閥の総帥。

102) 幣原首相が進歩党に入党することで政権維持を図ろうとした。しかし自由党や社会党、国民協同党などから猛反発を受けて倒閣運動にまで発展する。

103) 金森徳次郎（1886～1959）。政治家であり憲法学者。法制局長官（岡田内閣）、憲法担当国務大臣（第1次吉田内閣）。天皇機関説事件では著書が右翼から糾弾され法制局長官を辞任に追い込まれている。初代の国立国会図書館長。

なって進められた。前内閣が作成した松本試案はGHQにより退けられ、GHQ草案をベースとして、提示原案の段階であった一院制の導入や土地公有化などは、GHQの許容範囲内で一部修正、削除され帝國憲法改正案とされた。

6月8日、昭和天皇のご臨席の下、天皇の憲法改正の発議が行われ、枢密院がこれを可決。帝國憲法改正案は、第90回帝國議會に付議され、8月24日には新しく選ばれた議員構成の衆議院で審議が進められ、若干の修正<sup>104)</sup>を加えて圧倒的多数で可決(賛成票421、反対票8)。10月6日には帝國議會での最後開催<sup>105)</sup>となった貴族院で、若干の修正<sup>106)</sup>を加えて可決(賛成票298、反対票2)した。翌7日には、再び衆議院において貴族院回付案として可決され、帝國議會における憲法改正手続は全て終了した。枢密院の諮詢<sup>107)</sup>、天皇の裁可を経て、上諭<sup>108)</sup>が付された。このようにして、明治憲法は、法治国家として、明治憲法第73条に基づく厳密なる改正の法的手続が行われ、昭和21年(1946)11月3日に日本国憲法として公布され、昭和22年(1947)5月3日に施行されている。

(2) 第90回帝國議會では、憲法の改正は「國體」変革を意味するのか否かで大激論となった。このような中で、吉田内閣の金森担当相は、議員の質問に答える形で「そもそも『國體』とは日本国家の根本的特徴のことであろうが、それは『天皇は我々の憧れの中心であり、心の奥深く根を張って居る所の繋がりを中心である』ことに他ならない。明治憲法から日本国憲法に移行しても、この意味での『國體』は不変であり、むしろ新憲法の象徴天皇規定はこうした『國體』の基礎の上に『国民の総意を基にして築き上げられた規定』である<sup>109)</sup>と答弁している。即ち、「日本の国は、『天皇を憧れの中心とする国民の心の繋がり』を基礎として存在する<sup>110)</sup>ことにより、国家が成立しているとした。このような政府見解を以って、いわゆる「天皇憧れ論」を展開しつつ、このような国の形を「國

104) 衆議院による改正。第6条2項に「最高裁判所長官を天皇が任命する」ことや、第9条1項冒頭に「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を希求し」を加え、2項冒頭に「前項の目的を達するため」との一句を加えた。第25条1項に「生存権条項」を加え、第67条に「内閣総理大臣は国会議員の中から指名する」と改めた。第97条の原案では、現に生存中の華族だけでは華族たる身分を認めていたものを削除した。これらの他も合わせて13件。

105) 連合国に降伏後も、帝國議會は第88回臨時会から第91回臨時会まで開催され、最後の帝國議會となったのは、昭和22年3月31日開催の第92回通常議会で、この開催を以って衆議院は解散し、貴族院は停会となり、同年5月3日の日本国憲法の施行と同時に国会に移行した。この最後の通常議会で旧独占禁止法などが成立している。

106) 貴族院による改正。第15条3項として「公務員の選挙においては成年者による普通選挙を保障する旨」を加え、第66条2項に「内閣総理大臣および國務大臣は文民でなければならない」を追加した、この2件。

107) 明治憲法下における天皇の諮問機関。枢密院議長以下、枢密顧問官で構成されており、憲法問題も扱ったので当時「憲法の番人」ともいわれていた。昭和22年5月3日の日本国憲法施行日の前日に廃止された。

108) 「朕は、日本国民の総意に基づいて、新日本建設の礎が、定まるに至ったことを、深くよろこび、枢密顧問の諮詢及び帝國憲法第73条による帝國議會の議決を経て帝國憲法の改正を裁可し、ここにこれを公布せしめる。」

109) 昭和21年7月1日の衆議院帝國憲法改正案委員会での答弁。

110) 尾高朝雄『国民主権と天皇制』講談社(講談社学術文庫)2019年37頁参照。

体」と認識していくことを以て、国民主権になっても國体は維持されているとの考えを表明したのである。もっともこれらは金森大臣の個性に負うところもあるが、世論の混乱を最大限回避すべき大きな意図があったと考えるには、当時の世相から妥当であると思う。これに、象徴天皇を「戦後期の國体」として代言したものと見えよう。

#### 5-5. 小括

大東亜戦争は、我が国がポツダム宣言を受諾したことで、条件付き降伏となり終結に至る。戦後については、日本国憲法の制定に絡んで、GHQの间接統治の下で、戦中と同様に國体護持についての様々な対処が行われてきた。これらを通じて、国家的役割に紐づいた國体の変遷は、「天皇懂れ論」で説明される象徴天皇に行き着くことになる。古代からの國体の変遷については、近現代の憲法政治史において、國体の有り様は更に細分化され、明治憲法下の運用による立憲君主としての「戦前憲政期の國体」、「終戦期の國体」、そして象徴天皇としての「戦後期の國体」<sup>111)</sup>と目まぐるしく変動していったことが確認できる。

### 6. 結語として

(1) 大東亜戦争の終結前後の内閣は、國体の維持を図るべく全力を投入して、悠久の連続とした我が国の伝統、即ち、天皇を中心とした「国の形」、國体を維持しようとした。開戦に至る政治過程の右顧左眄ぶりとは比較できない程、迷走しながらも外圧を回避しつつ、とにかく「國体を護持」すべく猛進していったのである。小磯國昭内閣は、戦争継続によるこれ以上の国家の疲弊を避けるべく、各処に和平仲介の依頼を行った。鈴木貫太郎内閣は、國体護持はなされているとして、ポツダム宣言を受諾し、昭和天皇のご聖断を仰いで、国家の分裂を防ぎつつ、遂には国家の破滅を何とか防ぐことに成功した。この天皇のご聖断も明治憲法の運用上の立憲主義に鑑みると超法規的な措置であった。

(2) 戦後、東久邇宮稔彦王内閣は、一億総懺悔論や國体護持を表明しながら、国内の秩序を保ちつつ進駐軍の受け入れを平然穏便に実現させ、間接統治の有効性と天皇の活用価値のアピールに成功する。その後を継いだ幣原喜重郎内閣は、戦前のリベラル遺産を総動員しながら、ポツダム宣言が定める「民主主義的傾向」の復活を促進し、米国の知日派に訴えつつ、米国が起草する新しい憲法草案に潜在的、結果的な支援を図ることで、天皇と皇室制度の存続の道筋をつけた。続く吉田茂内閣は、明治憲法の改正手続を踏んで帝國議会の審議を経ることで、象徴天皇としての国民の理解を得て、我が国の國体を護持することに成功する。

このように、戦前の小磯内閣、鈴木内閣、戦後の東久邇宮内閣、幣原内閣、そして日本

---

111) 中川直毅『概観日本国憲法と昭和政治史』三恵社 2023年 45頁参照。

国憲法を制定させた吉田内閣と、全てが天皇中心の國体の護持に努め、真の日本国を存続させたのである。

(3) これらの経緯を鑑みて、万世一系の天皇を中心とする國体は、天皇の国家的役割の重心移動と、これに紐づいた國体の変遷が、これらを海容する我が国民の国民性により支えられてきた。憲法政治史が絡む近現代においては、政体の変動の影響を大きく受けることで、更に細かく目まぐるしく國体は変動していく。

就いては、憲法政治史としての政治動向を踏まえて検証した結果、明治憲法と日本国憲法を接合させているのが國体であること、その結節は天皇であることが、改めて確認できた。これらは、明治憲法と日本国憲法の法的連続性を保つ要因を確認する意味で、日本国憲法の上諭に示された明治憲法第73条の法的手続きの適正性以外の補完事由に成り得るものとする。

これらの検証結果に照らし合わせてみると、日本国憲法は明治憲法の改正法であり、憲法形態としては欽定憲法を民主的にしたものであると考える次第である。

## 参考文献

- 大石義雄『日本憲法論 増補版』嵯峨野書院 1980年  
大石義雄『日本憲法史と日本国憲法』嵯峨野書院 1985年  
久田栄正『帝国憲法崩壊史』法律文化社 1970年  
池田実『憲法 第2版』嵯峨野書院 2016年  
芦部信喜『憲法 第7版(高橋和之補訂)』岩波書店 2019年  
網中政機『憲法要論』嵯峨野書院 2013年  
長谷川日出世『基礎日本国憲法 改訂版』成文堂 2017年  
富永健・岸本正司『教養憲法11章』嵯峨野書院 2014年  
岩井和由『憲法を学ぶ 改訂版』嵯峨野書院 2017年  
中川直毅『精選日本国憲法論14講』三恵社 2020年  
中川直毅『概観 日本国憲法と昭和政治史』三恵社 2023年  
君塚正臣編著『ベーシック憲法第3版』法律文化社 2017年  
下條芳明・東裕『新・テキストブック日本国憲法』嵯峨野書院 2015年  
現代憲法教育研究会編『憲法とそれぞれの人権 第3版』法律文化社 2017年  
小林昭三監修・憲法政治学研究会編『日本国憲法講義』成文堂 2009年  
東裕・杉山幸一編『日本国憲法』弘文堂 2022年  
坂野潤治『日本憲政史』東京大学出版会 2008年  
参議院事務局編『帝国憲法改正審議録 復刻版 戦争放棄編』三和書籍 2017年  
小川光夫編著『制定秘話から学ぶ日本国憲法』清水書院 2000年  
西修『日本国憲法成立過程の研究』成文堂 2004年  
清水唯一朗・瀧井一博・村井良太『日本政治史』有斐閣 2020年  
駒村圭吾・吉見俊哉『戦後日本憲政史講義～もうひとつの戦後史』法律文化社 2020年  
小川原正道『日本近現代政治史』ミネルヴァ書房 2023年

- 義井博『昭和外交史（三訂増補版）』南窓社 1990年  
藤本一美・折立昭雄『占領と戦後政治 1945～54年』つなん出版 2005年  
荒邦啓介『帝國憲法における国務と統帥』成文堂 2017年  
古川隆久『昭和戦中期の議会と行政』吉川弘文館 2005年  
鈴木多聞『「終戦」の政治史』東京大学出版会 2011年  
米山忠寛『昭和立憲制の再建 1932～1945年』千倉書房 2015年  
尾高朝雄『国民主権と天皇制』講談社（講談社学術文庫）2019年  
富田武『ものがたり戦後史』筑摩書房（ちくま新書）2022年  
井上寿一『終戦後史』講談社（講談社選書）2015年  
倉山満『右も左も誤解だらけの立憲主義』徳間書店 2017年  
塩田純『9条誕生』岩波書店 2018年  
鈴木昭典『日本国憲法を生んだ密室の九日間』創元社 1995年  
松里公孝『ウクライナ動乱』筑摩書房（ちくま新書）2023年  
西修『ざんねんな日本国憲法』ビジネス社 2022年  
今野元『上杉愼吉』ミネルヴァ書房 2023年  
読売新聞社編『昭和史の天皇 第1巻空襲と特攻隊』中央公論新社（中公文庫）2011年  
読売新聞社編『昭和史の天皇 第2巻和平工作の始まり』中央公論新社（中公文庫）2011年  
読売新聞社編『昭和史の天皇 第3巻本土決戦とポツダム宣言』中央公論新社（中公文庫）2012年  
読売新聞社編『昭和史の天皇 第4巻玉音放送まで』中央公論新社（中公文庫）2012年  
読売新聞社戦後史班編『昭和戦後史「再軍備」の軌跡』中央公論新社（中公文庫）2015年  
ダグラス・マッカーサー著、津島一夫訳『マッカーサー大戦回顧録』中央公論新社2014年  
五百旗真『占領期 - 首相たちの新日本』読売新聞社 1997年  
半藤一利『聖断』PHP 研究所（PHP 文庫）2006年  
半藤一利『ドキュメント太平洋戦争への道』PHP 研究所（PHP 文庫）1999年

## ホームページ

国立公文書館ホームページ <https://www.archives.go.jp/>

## 参考論文

- 庄司純一郎「日本における戦争呼称に関する問題の一考察」防衛研究所紀要 第13巻第3号 2011年  
中川直毅「大学教職科目としての日本国憲法講義に関する考察」名古屋芸術大学研究紀要 第40巻 2019年  
中川直毅「日本国憲法の成立過程及び法的争点第9条に係る教育傾向に関する考察」名古屋芸術大学研究紀要 第41巻 2020年  
中川直毅「日本国憲法制定前史としての憲政の常道の崩壊過程に関する考察」名古屋芸術大学研究紀要 第42巻 2021年  
中川直毅「日本国憲法における國体護持の意義を、鈴木内閣・東久邇宮内閣・幣原内閣の政治動向も踏まえて考察する」名古屋芸術大学研究紀要 第43巻 2022年